

2019.05.07

ESG リスクトピックス <2019 年度第 1 号>

この度、「CSR・ERM トピックス」を『ESG リスクトピックス』にリニューアルいたしました。本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。今後ともご愛読賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今月の主なトピックス

Environmental－環境－

<サーキュラー・エコノミー>

エレン・マッカーサー財団、企業や政府のプラスチックの資源循環取組状況に関する報告書を発表

英国のエレン・マッカーサー財団は3月13日、2018年10月に発足したプラスチックの資源循環イニシアチブ「New Plastics Economy Global Commitment」に加盟する世界の政府・企業のうち191団体の取組状況をまとめた報告書を公表した。ネスレ、コカコーラなども加盟しており、本報告により更なるサーキュラー・エコノミー*の促進を目指す。

* 従来の「採取 - 製造 - 廃棄」という直線型の経済モデルを脱却した再生し続ける経済システム。

(参考情報：2019年3月13日付 同財団 HP：<https://www.ellenmacarthurfoundation.org/news/spring-2019-report>)

Social－社会－

<腐敗防止>

OECD が各国の海外贈賄事案の解決手続きに関する調査結果を公表

経済協力開発機構（OECD）は3月20日、海外贈賄事案に対する裁判外の解決手続きに関する初のクロスカントリー調査の結果を公表した。OECD 贈賄防止条約締結国のうち27か国を対象に、司法取引等の裁判外の解決手続きの内容や、当該手続の活用状況などを分析している。

(参考情報：2019年3月20日付 OECD HP：<http://www.oecd.org/corruption/Resolving-Foreign-Bribery-Cases-with-Non-Trial-Resolutions.htm>)

<人権>

NEC が人権と AI の利用に関するポリシーを策定

NEC は4月2日、AI を活用する際にプライバシーへの配慮や人権尊重を優先するための指針となる「NEC グループ AI と人権に関するポリシー」を策定した。AI は生活を豊かにする反面、プライバシー侵害やデータの偏り等による差別を生み出す可能性もあることから、自社の事業活動による人権やプライバシー侵害を予防することを目的としている。

(参考情報：2019年4月2日付 NEC 社 HP：https://jpn.nec.com/press/201904/20190402_01.html)

<ダイバーシティ>

「国際女性デー（International Women's Day）」記念式がニューヨークの国連本部で開催

国連が定める「国際女性デー（3月8日）」の記念式が3月7日に国連本部で開催された。「平等に考え、スマートに構築し、変革のために革新する」をテーマに、イノベーションが男女平等の実現や女性の環境改善のための公共サービス向上に貢献するかについて議論がなされた。

(参考情報：2019年3月7日付 国連 Women HP：<http://www.unwomen.org/en/news/stories/2019/3/press-release-international-womens-day>)

< BCP >

内閣府が、自治体や企業を対象にした南海トラフ地震への対応ガイドラインを公表

内閣府は3月29日、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと判断された場合に、自治体や企業が取べき対応を検討し、防災対策計画などの作成にあたり参考となる事項を記載した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を公表した。

南海トラフ地震防災対策推進地域*にある地方公共団体、指定公共機関、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等を管理、運営する事業者等による活用が想定されている。

*南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震が発生した際に著しい地震災害が生じる恐れがある地域（1都2府26県707市町村）。

（参考情報：2019年3月29日付 内閣府 HP：http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/nankai_guideline_01.pdf）

< 情報管理 >

独立行政法人情報処理推進機構が、サイバーセキュリティ対策の実践事例集を公開

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は3月25日、経済産業省の「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0」*に記載の「重要10項目」**を実践する際に参考となる考え方、ヒント、実施手順や実践事例をまとめたプラクティス集を新たに公開した。

* 経営者がサイバーセキュリティ対策を推し進める上で認識すべき原則と重要事項をまとめたもの。

** ガイドライン内にある「サイバーセキュリティ経営の重要10項目」のこと。経営者が情報セキュリティ責任者に対して指示し、着実な実施を求めるべき項目。

（参考情報：2019年3月25日付 同法人 HP：<https://www.ipa.go.jp/security/fy30/reports/ciso/index.html>）

Governance—ガバナンス—

< コーポレート・ガバナンス >

経済産業省が『「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—』の改訂版を公表

経済産業省は3月8日、「『「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—』の改訂版を公表した。2017年4月の初版公表後に問い合わせの多かった項目を中心にQ&Aを改訂するとともに、「攻めの経営」を促す役員報酬の概要について、「未来投資戦略2017」「未来投資戦略2018」及び「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（CGSガイドライン）の改訂等を踏まえたアップデートも行った。

（参考情報：2019年3月8日付 経済産業省 HP：<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190308001/20190308001.html>）

< 情報開示 >

金融庁が、有価証券報告書等における記述情報の開示原則および好事例を示す

金融庁は3月19日、有価証券報告書等における財務情報以外の開示情報（以下、記述情報／例：「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」「事業等のリスク」など）に関し、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表した。望ましい開示に向けた考え方や取り組みを示すとともに、企業の実際の開示を例に良いポイントを解説するなど、形式的な対応にとどまらない企業の取り組みを促し、開示充実を図ることを目的としている。

（参考情報：2019年3月19日付 金融庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319.html>）

全般・その他

<SDGs>

経団連、B20 東京サミットで SDGs の一層の推進を提言

経団連は3月14日から15日にかけて、G20の経済団体トップを東京に集めた「ビジネス 20 (B20) 東京サミット」を開催した。IoTやビッグデータ、AIを積極的に活用した新たな社会「Society 5.0」の実現を通じたSDGs達成について政策提言を行った。

(参考情報：2019年3月15日付 経団連 HP：<http://www.keidanren.or.jp/policy/2019/020.html>)

<ESG>

環境省、地域の持続的成長に向けた ESG 金融の事例集を公表

環境省は4月4日、「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」を公表した。本事例集は、地域金融における ESG 金融の普及促進により、地域の持続可能な成長につなげることを目的に、ESG 要素を考慮した事業性評価を用いた融資の先行事例等を紹介している。

(参考情報：2019年4月4日付 環境省 HP：<https://www.env.go.jp/press/106663.html>)

<ESG>

IAHR が人権リスクを含む ESG リスクのデューデリジェンス強化を政府や諸機関へ要請

Investor Alliance for Human Rights (IAHR*)は3月25日、EU、米国議会、国連諸機関、経済協力開発機構(OECD)の4者に対し、機関投資家の投資活動を通じた人権リスクを含む ESG リスクのデューデリジェンス強化を促進する制度改革等を要請した。IAHRは、ESG リスクのデューデリジェンス強化は、SDGs への貢献のみならず、投資リターン向上にも寄与する、としている。本要請に参加した機関投資家の運用資産総額は1.3兆米ドル(約143兆円)。

*企業に対し人権擁護取組みを要請したり、そのための政策や環境整備を政府や諸機関に働きかける投資家アライアンス。運用資産3.5兆5000億ドル。

(参考情報：2019年3月25日付 IAHR HP：

<https://investorsforhumanrights.org/news/investors-representing-13-trillion-voice-support-legislation-mainstream-esg-risk-management>)

<ESG>

日本における ESG 投資が急増、GSIA が ESG 投資の統計報告書で発表

世界の ESG 投資額の統計を集計している国際団体の GSIA (Global Sustainable Investment Alliance) は3月28日、ESG 投資の統計報告書「Global Sustainable Investment Review (GSIR)」の2018年版を公表した。

同報告書によると、日本の投資全体に対する ESG 投資の割合が、2016年の3.4%から2018年度には18.3%に一気に上昇し、金額ベースでも4,740億米ドルから2兆1,800億米ドルと急増したことが示されている。世界最大の年金基金である年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が2015年に、機関投資家の意思決定プロセスに ESG 課題を反映させるべく国連が提唱した「責任投資原則(PRI、Principles for Responsible Investment)」に署名、2017年から1兆円規模の ESG 投資を開始したことも理由に考えられる。

一方で、世界全体では、2016年から2018年までの2年間で34%増加の30兆6,830億米ドルとなり、ESG 投資の割合も26.3%から35.4%に拡大した。

(参考情報：2019年3月28日付 GSIA HP：<http://www.gsi-alliance.org/trends-report-2018/>)

今月の『注目』トピックス

<気候変動>首相官邸「パリ協定長期成長戦略懇談会」が提言を公表

(参考情報：2019年4月2日付 首相官邸 HP：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/parikyoutei/>)

安倍首相が主催する「パリ協定長期成長戦略懇談会」は4月2日、「長期の温室効果ガス低排出発展戦略（以下、長期戦略）」策定に向けた提言を公表した。

パリ協定は、各国が2020年までに長期戦略を国連に提出することと定めている。また2016年のG7伊勢志摩サミット首脳宣言では、2020年の期限に十分先立って長期戦略を策定することをコミットしているが、G7諸国のうち日本とイタリアは未提出である。そのため、今年6月開催のG20大阪サミットを前に、同懇談会は8か月にわたって長期戦略の基本的な考え方について議論し、提言を取りまとめた。

提言は、最終到達点として「脱炭素社会」を「あるべき姿」に掲げて、従来の「2050年までに温室効果ガス排出量80%削減」を目標に据えるとともに、さらに踏み込んで世界の努力目標である「1.5℃目標」に貢献すべきとした。

この長期目標の達成のために、提言は水素、二酸化炭素の回収利用／貯留（CCUS）、次世代再生可能エネルギー・蓄電池などの「非連続なイノベーション」が不可欠であるとし、それを促進するために以下が必要と指摘している。

1. 国が社会変革を含む野心的なビジョンを示すことで、企業の投資予見性を高め、先回りしたR&Dを可能にする。
2. コストや効率などの具体的な目標を含む総合的な戦略を策定する。
3. イノベーションのためのファイナンスや国際展開・協力の枠組みを整備する。

また提言は具体的な技術目標についても言及し、CO₂フリー水素の製造コストを10分の1に抑えて水素社会を実現すること、2030年までにCCUSを実用化して世界に輸出することなどを列挙している。一方でカーボン・プライシング*については、議論が必要という表現に留まっている。

なお、提言に対してNGOからは「非連続なイノベーションに大きく依存しており、今すぐできることを軽視している」（WWF ジャパン）などの懸念が表明されている。

* 二酸化炭素に価格をつけ、企業や家庭などが排出量に応じた費用を負担することで、排出量の削減を促す施策。

Q&A : ESG リスクに関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

「ESG」というキーワードが盛んにメディアで取り上げられ、投資家など企業・組織を取り巻くステークホルダーからの注目も高まって久しいですが、E・S・G それぞれにおける最近の動向について教えてください。

Answer

今号では、2018年3月～2019年3月の一年間で、本紙で取り上げた事例の中から、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）それぞれの分野における特筆すべき動向に着目し、解説します。

<“E”（環境）>

公表日	主な動き
2018年6月	「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
2018年10月	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、「1.5°C特別報告書」発表
	GPIF、Climate Action 100+に参加
	欧州議会、「使い捨てプラスチック禁止法案」可決、2021年から禁止へ
2018年12月	「COP24（第24回気候変動枠組条約締約国会議）」開催
	欧州委員会、循環型プラスチック同盟設立を発表
	GPIF、TCFDに賛同
	経済産業省、「気候関連財務情報開示に関するガイダンス（TCFDガイダンス）」公表
2019年2月	経済産業省、「気候関連財務情報開示に関するガイダンス（TCFDガイダンス）事例集」公表
2019年3月	環境省、「民間企業の方のための気候変動適応ガイド」公表
	環境省、「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド～」公表

2018年も環境分野における主要な動きは気候変動に関連したものでした。まず、昨年10月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）から「1.5°C特別報告書」が発行されました。同報告書によると、現在のペースで温室効果ガス（GHG）排出量が増加すると2030～2052年の間に世界の平均気温が1.5°C上昇する見込みであることがわかりました。また1.5°Cに比べ2°C上昇した場合は、陸上生物種の生息地の喪失が倍増、水ストレスに曝される人口が平均で2倍増加、気候関連リスクに曝される人口が数億人規模で増加し貧困に陥る可能性が高くなる等が示されています。さらにパリ協定後に各国が掲げた排出削減目標が全て達成されても3°C上昇することが指摘されています。この報告書を踏まえ、イギリス政府は気候変動委員会（CCC）*に対してGHG排出ネットゼロの達成年の設定など検討を要請、フランスは2050年の75%削減から2050年ネットゼロに向けた新炭素戦

略の取りまとめ、EUは2050年カーボン・ニュートラルの長期戦略案を発表しています。また、SBTiはSBT**の承認基準を、「2°Cシナリオ」から「1.5°Cシナリオ」もしくは「Well-below2°Cシナリオ」に変更することを発表するなど、各方面で取組み強化の動きがみられました。

また1.5°C特別報告書は、昨年12月にポーランド・カトヴィツェにて開催された「COP24」において“タラノア対話へのインプット”***となり、かつ大半の締約国から歓迎されています。

国内における気候変動への取組みについてはGPIFが昨年10月にClimate Action 100+に参加、同年12月にはTCFDへの賛同を表明する等、その一挙手一投足が注目されています。また官公庁においては、経済産業省が昨年12月に「気候関連財務情報に関するガイダンス(TCFDガイダンス)」および今年2月にその事例集を公表、環境省は今年3月「民間企業の方のための気候変動適応ガイド」および「TCFDを活用した経営戦略立案のススメ」を公表しています。5月には経済産業省、金融庁が主導する金融機関、企業のTCFDコンソーシアムが立ち上がる予定です。官公庁のバックアップを背景として、TCFDへの賛同表明を行った日本企業は急増し、約70社に達しています。

気候変動以外に特筆すべき環境課題として、海洋ごみ報道等に端を発した使い捨てプラスチック問題が挙げられます。使い捨てプラスチックの使用制限もしくは禁止、紙や金属、生分解性プラスチック等への代替えといった動きが国内外でみられました。さらに海外では昨年10月「使い捨てプラスチック製品禁止法案」が欧州議会において可決(2021年から禁止)、同年12月には欧州委員会が、全プラスチック・バリューチェーンをカバーする業界関係者とのアライアンス、「循環型プラスチック同盟」の設立を発表しました。欧州では、2015年に欧州委員会が新しい持続可能戦略として「サーキュラー・エコノミー・パッケージ」を採択するなど、早くから使い捨てプラスチック循環の取組みが進められており、単なる環境政策ではなく持続可能な社会・経済における企業の競争力の新たな源泉に位置づけられています。

国内では、昨年6月「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、「プラスチック資源循環戦略」の策定が盛り込まれました。「プラスチック資源循環戦略案」は今年3月に中央環境審議会から提出(答申)され、2030年までに使い捨てプラスチックの累積削減率を25%、2035年までに使用済みプラスチックの100%リユース・リサイクル、2030年までに200万トンのバイオプラスチック導入といったマイルストーンが示されました。

パリ協定が本格運用される2020年を目前にし、GHG排出をより低減させる動きは今後も活発になり、それに関連して、企業は事業リスクとなり得る気候関連リスクを財務情報に組み込むことを、投資家だけでなく取引先から求められることが多くなることが予想されます。また社会・経済を持続可能なものとする資源循環の取組みも、国や地域、素材などその適用範囲が広がることが推測されます。国内外の企業、NGO/NPO、研究機関等の動向を注視するとともに、社会のニーズの変化を見据えて取り組むことが今後一層求められます。

* Committee on Climate Change のこと。イギリス政府へのアドバイス、排出目標の開発統括やGHG削減や気候変動への準備の進捗について議会へ報告している。

** Science Based Targets。科学的根拠に基づいたGHG排出削減目標の設定を行う枠組み。SBTiは、WWF、CDP、世界資源研究所(WRI)、国連グローバル・コンパクトによる共同イニシアティブで、企業に対しSBTに基づく削減目標を設定することを推進している。

*** COP21にて決定された、2°C目標を達成するために、世界全体のGHG排出削減の取組み状況を確認することで、目標達成に向けた取組み意欲の向上を目指すもの。政府だけでなく、企業、自治体、研究機関、NGOなどあらゆる主体が参加する。タラノア対話には準備フェーズと政治フェーズがある。準備フェーズ

ではあらゆる主体から、政府に対し温室効果ガスの排出削減取組みに関する情報をインプットする。政治フェーズでは、インプットされた情報に関する政治的声明やラウンドテーブルにおける議論が行われる。

< “S” (社会) >

公表日	主な動き
2018年7月	日本政府が改正「過労死防止大綱」を閣議決定
2018年10月	Ethical Trading Initiative **が現代奴隷法のステートメント(声明)策定のフレームワークツールを公表
2018年11月	Corporate Human Rights Benchmark***が世界主要企業の人権取組評価結果を公表
	厚生労働省が企業のパワーハラスメント防止対策義務化の方針を公表
2019年1月	オーストラリア版現代奴隷法施行
2019年2月	フランスの NGO Sherpa が「デューデリジェンス法(law on the duty of vigilance)」ガイダンスを公表

国内においては2018年7月に「過労死防止大綱」の改正版が閣議決定されました。新大綱では、勤務間インターバル制度の導入企業の割合を2020年までに10%以上とするほか、職場のストレス相談や職場のストレスチェック結果の集団分析等に関する数値目標が新たに設定されました。この大綱を元にさまざまな政策が展開されることとなるため、今後の同大綱関連の動きを注視することが重要となります。

2018年11月には厚生労働省が企業のパワーハラスメント防止対策義務化の方針を打ち出し、2019年3月には同方針の内容を反映した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。(今国会で成立となる見通し。)セクシュアルハラスメントやマタニティーハラスメントは防止対策を講じる義務が既にありましたが、パワーハラスメントは業務上の指導との線引きが難しいという理由から企業からの反発も多く、義務化はされていませんでした。今次の改正では、パワーハラスメントの定義を明確化するとともに、相談窓口の設置やパワーハラスメントの行為者に対する罰則規程の制定などを義務化する内容となっており、企業にはこれまで以上に踏み込んだ対応が求められることとなります。

一方、海外においては強制・児童労働等の人権リスクについて、企業に対しより実効性のある対策を求める圧力が高まっています。2015年10月に英国現代奴隷法が施行されて以降、2017年3月にはフランスでデューデリジェンス法(law on the duty of vigilance)が、2019年1月にはオーストラリア版の現代奴隷法が施行されています。これらの法律は、当該国の一定規模以上の大企業を対象に、サプライチェーンを含む自社のバリューチェーン全体において人権リスクの状態を把握するとともに、問題があれば是正し、その状況について情報を開示することを求めたものです。法の対象となる企業は、自社の“ステートメント(声明)”を公表していますが、その内容や取り組み自体が「不十分」である、との指摘が上がっています。

2018年11月にCorporate Human Rights Benchmarkが世界主要企業の人権取組に関する評価結果をまとめた報告書「Corporate Human Rights Benchmark 2018 Key Findings」を公表しました。同報告書は、人権リスクの特に高い農業、アパレル、資源採取の3業種から、企業規模と収益の大きい上場

企業 101 社を対象に、開示情報をベースに取り組み状況を評価したものです。調査の結果、100 点満点中、平均点は 27 点（対象の 3 分の 2 が 30 点以下、4 分の 1 が 10 点以下）であり、人権デューデリジェンスに関する項目では 40%が“0 点”という厳しい評価となりました。低評価をつけられた企業は抜本的な対策の見直しを迫られることとなるでしょう。

企業の人権問題への取り組みの実効性が問題視されている中、それらの問題を解消するためのガイドラインやツールが開発され始めています。2018 年 10 月に国際人権組織である Ethical Trading Initiative（倫理的な取引のためのイニシアチブ）が、企業が現代奴隷法に基づくステートメントを策定するためのフレームワークツールを公表しました。これは、同法の趣旨に即して開示すべき情報の具体的な項目と記載内容を取りまとめたものですが、「自社のサプライチェーンの状況」、「デューデリジェンスのプロセス」、「リスク評価の結果と管理状況」などについて、かなり具体的な情報を盛り込むことを求めています。また、2019 年 2 月にフランスの NGO「Sherpa」が同国の「デューデリジェンス法(law on the duty of vigilance)」に関するガイダンスを公表しました。同ガイダンスでは、自社のみならず子会社やサプライチェーン全体でのリスクの把握と、具体的な対策の実施を求めるとともに、企業活動の透明性とデューデリジェンスの効果を高めるために情報公開すべき要素を提示しています。

以上のように、海外では世界の人権問題を解決するための先進的な取り組みが進んでいますが、海外のことだから日本の企業には縁遠い話、というわけにはいきません。グローバル展開している企業はもちろん、海外から製品を輸入している企業も含め、人権問題と無縁であることはありません。オーストラリアの NGO である Walk Free Foundation が公表した「Global Slavery Index(GSI)」によると、“日本においては 470 億米ドル相当の輸入取引に現代奴隷が関与している”と算出（米国の 1440 億米ドルに続き、2 位）されているのです。一方で、日本国内の現代奴隷防止のための政策の状況は、「ワースト（トリプル C、全くできていない）」と評価されています。このような日本企業の現状に対し、今後海外からの批判が高まり是正を求められる可能性が高まっています。

国内における、過労死問題やハラスメント問題も重要です。また、これらの課題以外にも、近年では、女性蔑視の問題が国際的に取り上げられたり、子供の貧困や外国人労働者の搾取が社会問題化するなど国内でも課題が山積しています。それだけにとどまらず、日本は世界の人権問題の“隠れ主犯”となってしまっている可能性すらも懸念され始めています。“S”（社会）のリスクについては、国内のみならず海外の動向を常に“我がこと感”をもって注視し、自社のリスクを的確に把握し、問題が顕在化する前に対策を講じる取り組みを実施することが今後ますます重要となります。

* 機関投資家による責任投資を奨励する英国拠点の慈善団体。

**基本労働規範（Base code of labour practice）の実践を通して、グローバル規模でサプライチェーンにおける従業員の就労環境や労働条件を改善することを主な目的とした国際人権組織。

***企業の人権ベンチマークを公表・促進するために創設された非営利企業。投資家、市民団体、欧州政府の支援を受けている。2013 年にマルチステークホルダーイニシアチブとして発足。

< “G” (ガバナンス) >

公表日	コーポレート・ガバナンスに関する主な動き
2018年3月	金融庁『コーポレートガバナンス・コード』改訂案の公表 金融庁『投資家と企業の対話ガイドライン』案の公表 東証『上場会社における不祥事予防のプリンシプル』の公表 金融庁・法務省『有価証券報告書の開示に関する事項－「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組－』の公表
2018年6月	金融庁『ディスクロージャーワーキング・グループ報告』の公表 金融庁・東証『改訂コーポレートガバナンス・コード』の公表 同『投資家と企業の対話ガイドライン』の公表
2018年9月	経済産業省『改訂コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）』の公表
2019年1月	金融庁『企業内容等の開示に関する内閣府令』の改正 法務省『企業法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の公表

(全般)

2018年度は、政府の従来からのコーポレート・ガバナンス改革の主眼である「経営判断を支える意思決定の仕組みや規律、企業と投資家の対話の質を高める」とした目標に向け、コーポレート・ガバナンスを実効性向上を図る観点に基づいて、各種ガイドライン等の公表や会社法改正に向けた動きなどが加速した1年といえます。

例えば、2018年6月に公表された「改訂コーポレートガバナンス・コード(以下、「改訂コード」)」は、その附属文書である「投資家と企業の対話ガイドライン(以下、「対話ガイドライン」)」とあいまって、主に以下の観点から、コーポレート・ガバナンスへの一層の取り組みを企業に促すものとなっています。

- ・資本コストを意識した経営
- ・CEOの選解任、報酬決定の透明性の向上
- ・社外取締役の一層の活用、取締役会メンバーの多様性確保
- ・政策保有株式の削減に向けた対応
- ・企業年金アセットオーナーとしての機能発揮
- ・ESG情報を含む非財務情報開示の充実

(社外取締役の活用等)

従来から指摘されてきた社外取締役の活用や多様性確保について、改訂コードは「少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべき」と明記し、社外取締役の一層の活用を促しています。また、「改訂コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」でも、社長・CEO後継者候補を計画的に育成する仕組みなどを含め、企業におけるガバナンスを中長期的に維持・向上させる仕組みの構築を求めており、企業の実情に合わせた一層前向きな対応が期待しているといえます。

なお、「企業法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」には、「社外取締役を置くことの義務付け」が盛り込まれました。今後、社外取締役の設置義務に係る初の法制化（会社法改正）も予定されています。

(非財務情報の開示)

一方、「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」や改訂コードで示された非財務情報の充実の方向性は、1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」）」の改正につながり、対象企業は、2020年3月末以後に終了する事業年度に関わる有価証券報告書より、経営者による財政状態および経営成績の分析（MD&A）や事業等のリスクの記載充実を中心とした非財務情報の記載拡充が求められることとなります。

非財務情報の開示充実は、企業と投資家の対話の質を高めることに資するものであり、企業は、ESGに関わるリスク情報についても積極的に開示することが期待されているといえます。そのため企業は、ESGに関する動向を常にウォッチしつつ、自社の事業活動に即したリスクを把握・分析するリスクマネジメント体制の強化が求められます。

(不祥事対策)

さらに、昨今の品質検査偽装など企業不祥事の多発を受け、東証により「上場会社における不祥事予防のプリンシプル（以下、「プリンシプル」）」が公表され、不祥事予防の観点から、経営トップのリーダーシップの重要性、コンプライアンス違反を誘発させない経営目標の設定や業務遂行、監査・監督機関の連携等が説かれています。

企業不祥事の防止による公正な企業活動の促進、それによる健全な成長は、コーポレート・ガバナンス改革の目指すところの一つであり、企業は、プリンシプルも参考にしつつ、不祥事の起きにくい風土づくり、不祥事予防策の徹底に向けて積極的に取り組むべきでしょう。その上で、取組内容をESG情報の一環として開示することが考えられます。

最後に、2018年度の動向は、企業に対して、ESGの各側面を視野に入れた社内態勢の一層の強化、情報開示や投資家との対話向上を求めるもの内容となっており、その動向は今後も継続すると考えられます。

弊社としても、そのような企業の取組を積極的にご支援させていただくため、この「ESG リスクトピックス」では、今後もESGに関連する国内外の有益な情報や視点をお届けいたします。

以 上

リスクマネジメント第三部

サステナビリティグループ

主任コンサルタント 川崎 亜希子 (E)

統合リスクマネジメントグループ

上席コンサルタント 加藤 壮 (S)

危機管理・コンプライアンスグループ

シニアマネージャー・上席コンサルタント 井上 知己 (G)

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019